

生衛

NO.86
《季刊》'21 春季号

The Sei-ei Kanagawa

<http://www.seiei-kanagawa.jp/>

かながわ



(写真：万国橋より「YOKOHAMA AIR CABIN」まもなく運行)

神奈川県生活衛生営業指導センターは 生衛業の皆様と生衛組合を支援します

主な業務

- ・ 経営、税務、労務、融資、衛生等の無料相談
- ・ 設備資金・運転資金の融資相談
- ・ 経営改善等の無料セミナーの実施
- ・ 都道府県・保健所と協力、最新情報の提供
- ・ 消費者への生衛業啓発、苦情相談の実施

※指導センターは「生活衛生営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、都道府県知事が指定する公益財団法人です。

※生衛業の経営の健全化を通じた地域の衛生水準の維持向上と、消費者・利用者の利益を守る活動をしています。

お役に立ちます
お気軽に
ご相談ください



令和3年度 事業のあらまし

(公財) 神奈川県生活衛生営業指導センター

通常理事会において、神奈川県生活衛生営業指導センターの令和3年度の事業計画と収支予算が決定されました。本年度も各生活衛生同業組合や関係諸団体と連携を図りながら事業を進めていきます。

I 公益目的事業

1 生活衛生営業振興助成事業（県補助事業）

(1) 相談指導事業

ア 中央相談指導事業

生活衛生関係営業者の経営の近代化・合理化を推進するために、経営指導員が融資等の相談並びに情報の提供等にあたるとともに、消費者の苦情等に関する相談処理業務を行う。そのほか、業者等からの高度な専門的相談については、税理士等が担当するなどして指導・助言を行う。

また、生衛業の経営基盤の安定を図るため、IT化の促進、地域包括ケアシステム、生産性向上推進事業の促進、生衛業受動喫煙防止対策助成金の取扱い等、生衛業界発展に係る諸問題について研修会等を開催して、対処方針等の検討を行う。

イ 巡回等相談指導事業

経営指導員及び経営特別相談員（以下「特相員」という。）は、生活衛生関係営業者の経営の近代化・合理化のための設備改善等にかかる金融面の相談・指導を行うとともに、「小企業等設備改善資金」（衛経）貸付の申込に対する審査と融資後の経営指導を行う。また、日本政策金融公庫との連携を一層密にしていく。

なお、相談者等の利便を考慮し、必要に応じて地域に配慮した形態で相談事業を実施するほか、生活衛生同業組合と連携し、経営全般にわたる相談等にも応じる。

(2) 生衛業情報化整備事業

パソコン等を活用し、各種業務の効率化を図るとともに、生衛業に係る各種情報の収集・整備と情報の公開や個人情報保護に努めるなど、情報化体制の推進を図るための事業を行う。また、平成26年度に導入した会計機能のより一層の定着化を図り、処理力を高めていく。

(3) 健康・福祉対策推進事業

様々な感染症等拡大防止策や高齢者対策を検討し、生衛業者への普及啓発を行う。また、保健所等から講師を招き、生衛業者向けに生活習慣病、感染症等対策の講演会等を開催し、衛生水準の維持向上を図る。

(4) 広報事業

業界情報の周知と生衛組合相互の情報交換を図り、業界の活性化と消費者に対する業界紹介の一助とする事を

目的に、各生活衛生同業組合の活動・取組状況を紹介するなど、より内容を充実させた広報事業を実施する。

(5) 日本政策金融公庫（生活衛生融資一般貸付）の推せん事務委託事業

日本政策金融公庫の生活衛生融資一般貸付にかかる推せん書交付について、県からの委託を受けて実施する。

(6) 標準営業約款登録事業

理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店営業及び一般飲食店営業の標準営業約款登録について、業界への周知を行うとともに、登録事務を実施する。また、消費者・利用者等に対しては登録店の利用を推奨するための広報を実施する。

2 生活衛生営業振興自主事業

17生活衛生同業組合が相互に連携を保ち、業界振興のための諸事業が展開できるよう組織強化に努める。

II 収益事業

1 全国指導センターからの受託事業

全国指導センターの委託を受け、生活衛生同業者の経営状況調査及び景気動向等調査を行う。

2 クリーニング師等研修・講習事業

法令に基づくクリーニング師研修会・業務従事者講習会を、全国生活衛生営業指導センターを通じて県からの委託を受け県下各地で開催し、業者及び従事者の資質の向上と業界の発展に資するとともにデータの整理を行い、更に受講促進に努める。

III その他の事業（組合補助事業）

広報等啓発事業

消費者に対して行う広報紙発行や感染症対策などの公衆衛生面に配慮した活動など、衛生水準の向上等業界の健全な発展・振興に関する組織的活動を支援するため、その経費の一部を補助する。

なお、研修事業に係る補助については、コロナ対策のため令和3年度は見送りとする。

【その他：生活衛生同業組合中央会の支援】

中央会が実施する各種事業を支援し、事務を処理する。

栄えある受賞おめでとうございます

旭日単光章

神奈川県美容業
生活衛生同業組合

眞壁正人 前副理事長



令和2年秋の叙勲に際しましては、生活衛生関係諸団体の御支援推挙を賜り、旭日単光章の栄に浴する事が出来ました。厚くお礼を申し上げます。

美容業に携わり60年余、微力ながら業界発展に寄与できたことを幸に感じております。

日本国内はもとより、世界中で人類とウイルスの戦いが深刻の度を増しております。

今こそ17業種英知を出し合い互助精神の基、この難局を乗り越えねばなりません。

災い転じて福となす、その日が一日でも近い事を願っています。

旭日単光章

神奈川県喫茶飲食生活衛生同業組合 成田勝治副理事長

令和2年度に指導センターが実施した主な事業

事業	事業名	月日	場所	実績
公益目的事業	経営特別相談員等研修会	2年9月18日(火)	かながわ労働プラザ	26名
	生活衛生改善貸付勉強会	2年11月20日(金)	美容業生衛組合会議室	12名
	健康福祉対策推進事業講演会	3年3月25日(木)	万国橋会議センター	24名
	標準営業約款審査委員会	2年7月20日(月)	書面審査	5件を審査
	標準営業約款審査委員会	3年1月25日(月)	クリーニング会館	511件を審査
	税務相談会	2年12月3日(木)	指導センター	1名
	よろず相談会	3年2月17日(水)	指導センター	2名
収益事業	生活衛生経営状況調査・景気動向等調査	2年6、9、12月 3年2月	1回当たり140件	年4回
	クリーニング師研修(注)	2年9月2日(水)	かながわ労働プラザ	43名
		2年10月13日(火)	かながわ労働プラザ	29名
		2年11月25日(水)	平塚プレジール	42名
		3年2月7日(日)	かながわ労働プラザ	49名
	クリーニング業務従事者講習(注)	2年9月1日(火)	かながわ労働プラザ	31名
		2年10月16日(金)	かながわ労働プラザ	76名
		2年11月26日(木)	平塚プレジール	57名
		3年2月8日(月)	かながわ労働プラザ	25名

(注) クリーニング師研修・クリーニング業務従事者講習は、この他に通信教育で376名が受講した。

理事会・評議員会の開催

理事会

通常理事会(3年3月15日(月))

- ・令和3年度事業計画及び収支予算(案)について
- ・令和2年度理事長等の職務執行状況について
- ・令和2年度「衛生水準の確保・向上事業」について

臨時理事会(3年4月1日(木))

- ・専務理事の選任について

評議員会

臨時評議員会(3年3月23日(火))

- ・令和3年度事業計画及び収支予算について
- ・理事の辞任及び選任について

講習会、講演会等の実施

健康福祉対策推進事業の講演会

3年3月25日(木)、万国橋会議センターにおいて開催し、24名参加した。100年ほど前の食生活と現代の食生活を比較し、双方の良し悪しを検証したうえで、現代人が健康を維持するために、先人の知恵をどう活用すべきかを学んだ。

〈講演会の内容〉

テーマ：食と健康—民俗学の視点から—

講師：神奈川県立歴史博物館 民俗担当 三浦麻緒



生活衛生改善貸付の勉強会

2年11月20日(金)、美容組合会議室において、経営特別相談員が12名参加し、勉強会を実施した。新型コロナウイルス感染症関連（コロナ衛経）の活用ポイントについて知識を深めた。



事務局長等会議

3年3月25日(木)、万国橋会議センターにおいて、事務局長等会議を開催し、次のことについて協議した。また、日本政策金融公庫横浜支店小関課長を迎え、新型コロナウイルス感染症特別貸付の説明会を行った。

- ・令和3年度生活衛生同業組合事業補助金について
- ・振興計画の変更計画策定について
- ・令和3年度の支援事業について



クリーニング師研修・業務従事者講習

2年9月2日(水)、10月13日(火)、11月25日(水)、3年2月7日(日)にクリーニング師研修を、2年9月1日(火)、10月16日(金)、11月26日(木)、3年2月8日(月)に業務従事者講習をかながわ労働プラザ及び平塚プレジールで開催した。

令和2年度はクリーニング師研修を4回（参加者163名）、業務従事者講習を4回（参加者189名）開催し、また、第2型研修・講習（通信制）を376名が受講した。



(会場)：横浜市「かながわ労働プラザ」

生活衛生同業組合のイベント

高齢者や障がい者を対象とした映画観賞会を実施

興行生活衛生同業組合では、「引きこもりがちなシニア層の社会参加促進事業」として、横浜市の横浜シネマリンとシネマノヴェチェントにて「無料映画観賞会」を、シネマ・ジャック&ベティにて、手話弁士付きの「かながわバリアフリー映画祭」を開催している。この取組は平成26年から継続して行われており、令和2年は新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを遵守し、検温、アルコール消毒、マスク着用など徹底した感染予防策をとり、コロナ禍においても高齢者や障がい者の方々が安心して楽しむことができ、大変好評だった。



指導センターからのお知らせ

令和3年4月1日から税込価格の表示（総額表示）が必要になります！

財務省
令和3年4月1日より、税込価格の表示（総額表示）が必要になります！

- 事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。
- 店舗の価格・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、どのような表示媒体でも、対象となります。

◆ 総額表示に《該当する》価格表示の例

※ 税込価格10,780円(税率10%)の商品の例

10,780円	10,780円(税込)	10,780円(税込)
10,780円(税込)	10,780円(税込)	10,780円(税込)
9,800円(税込)		

税込価格が明確に表示されている場合は、消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能です。

消費者が価格や店名により、商品・サービスの選択・購入をする際、
- 支払金額である「消費税を含む価格」を一目で分かるようにし、
- 価格の比較も容易にできるように、
総額表示義務は、平成16年4月より実施されているものです。

■ 総額表示に《該当しない》価格表示の例

9,800円(税別)	9,800円(本体価格)	9,800円(税別)
------------	--------------	------------

※ 平成25年10月に施行された消費税率軽減等特別措置法により、令和3年3月31日までは上記のような価格表示も認められていますが、令和3年4月1日からは、総額表示が必須になります。

令和3年4月1日から、消費者に対して価格を表示する場合は、税込価格の表示（総額表示）が必要となります。

税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能です。

総額表示について、詳しくお知りになりたい方は、財務省HPの「消費税の総額表示義務と転嫁対策に関する資料」ページをご覧ください。



新型コロナウイルス支援ポータルサイトのご案内

飲食店、美容室、クリーニング店、旅館ホテル、興行、銭湯、食肉・食肉肉・水産販売店のみならずへ

新型コロナウイルス支援ポータルサイトを開設しました

どういった助成金・補助金があるの？
もらう、かり取る
使える支援制度を
ご紹介します

感染を
抑げないためには
何をしたらいいの？
お店・事業所における
感染防止対策をご紹介します

どこに相談したら
いいの？
そんなお困りの際の
お悩みを
ご紹介します

ぜひ使いましょうポータルサイト

<https://www.seiei-shien.jp/>

©2020 全国生活衛生営業指導センター

全国生活衛生営業指導センターでは生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業として、新型コロナウイルス支援ポータルサイトを開設しました。

助成金や補助金などの支援制度、感染拡大防止対策などの項目にまとめられ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の基本、業種別ガイドライン・チェックシート、感染拡大防止対策 POPなどもダウンロードが可能です。

全国生活衛生営業指導センターHPの新型コロナウイルス支援ポータルサイトを是非ご活用ください。



指導センターからのお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大予防のガイドライン



全国生活衛生同業組合連合会等が策定した業種別の「感染拡大予防ガイドライン」が、各店舗において実践されているかを、専門指導員が巡回指導によりチェックし、「感染防止対策取組店証」を交付しています。

「感染防止対策取組店証」を交付した店舗は、全国生活衛生営業指導センターのホームページ等で確認できます。

生衛業受動喫煙防止対策事業助成金のご案内

令和3年度における生衛業受動喫煙防止対策事業の助成金の対象は、次の①及び②のいずれにも該当する「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令」に定める飲食業者（すし、めん類、中華、社交、料理、一般飲食、喫茶）です。

- ① 労災保険の適用対象外の個人事業主（いわゆる一人親方）
従業員（パート・アルバイトを含む）を1人でも雇っている事業所は、原則、労災保険加入が義務であるため、助成金は厚生労働省の神奈川労働局健康課（045（211）7353）が担当します。
- ② 令和2年3月31日以前から営業を継続している事業場内において、受動喫煙防止措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主

交付を申請される方は、神奈川県生活衛生営業指導センターにお問い合わせください。

生活衛生同業組合に加入しましょう！



生活衛生同業組合加入は多くのメリット!!

<p>1</p> <p>各種共済、保険料掛金の節約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合賠償共済制度 ・生命傷害共済制度 ・火災共済制度 ・自動車総合共済制度など <p>(注) 共済・保険制度は各業の特性に応じて内容が異なります。</p> <p>経費節約</p>	<p>2</p> <p>研修会、講習会 無料参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各業の技術講習会 ・各業の衛生管理セミナー ・感染症対策講習会 ・経営セミナーなど 	<p>3</p> <p>いち早い情報の入手</p> <p>HACCPや受動喫煙防止対策への対応、規制緩和、食中毒、新型コロナウイルスなど組合のネットワークで必要な情報をいち早く入手</p> <p>(情報伝達の流れ)</p>
<p>4</p> <p>生活衛生融資 有利な条件で利用できます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低金利 ・融資限度額が大きい ・長い返済期間 ・無担保・無保証人の融資制度 ・復興事業促進支援融資制度 <p>金利負担縮減</p>	<p>5</p> <p>無料相談が受けられます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家による経営支援相談 ・業種に応じた法律、融資、税務に関する相談 	<p>6</p> <p>各業の個別特典で経費節約・利益アップ!</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カラオケ著作権料20%割引 ・クレジットカード手数料の優遇 ・NHK受信料の大幅割引 ・電気代は、組合契約の新電力会社への切り替えで、大幅削減 <p>経費節約</p>

生衛組合に加入すると、日本政策金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます

小規模経営者には、**無担保・無保証人**の組合員だけの融資制度あり

融資資金と運転資金をあわせて2,000万円、返済期間は設備10年、運転7年

各生活衛生同業組合の連絡先は8ページをご覧ください。

雇用調整助成金の申請手続を支援します

神奈川県内に店舗のある生活衛生関係業者の皆さまが、雇用調整助成金を申請する場合、申請手続等について、専門家（社会保険労務士）が支援いたします。**費用は無料です。**ご希望の方はホームページ掲載の「雇用調整助成金にかかる相談票」に必要事項を記載し、指導センターあてFAXしてください。

なお、申請手続の相談は令和3年12月30日までとなります。

Sマーク標準営業約款のお知らせ



「Sマーク」は、「安心・安全」の目印です。

安全・安心を約束する3つの“S”

Safety

安全であること

Sanitation

清潔であること

Standard

安心であること

登録を希望される方は、加入組合又は神奈川県生活衛生営業指導センターにお問合せ下さい。

生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス感染症関連）のご案内

ご利用いただける方	生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている、生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方であって、次の1および2のいずれにも該当する方 1. 生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方 2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少しているまたはこれと同様の状況にある方
お使いみち	設備資金および運転資金
融資限度額	通常のご融資額+別枠1,000万円
利率（年）	特別利率F（1.21%（令和3年4月1日現在）） ただし、別枠の1,000万円以内は融資後3年目までは特別利率F-0.9%（注）、4年目以降は特別利率F
ご返済期間	設備資金 10年以内（うち据置期間4年以内） 運転資金 7年以内（うち据置期間3年以内）

（注）「特別利率F-0.9%」の適用限度額は、新型コロナウイルス感染症特別貸付における「基準利率-0.9%」の適用限度額に含まれます。一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、**当初3年間で実質無利子**となります。

神奈川県生活衛生同業組合一覧

- **鮨 商** (理事長・田邊 好光)
〒231-0065 横浜市中区宮川町 2-55
☎045-242-3345 ルリ工横浜宮川町 3 F301号
- **麺 類** (理事長・高橋 時雄)
〒231-0055 横浜市中区末吉町 3-44
☎045-263-1531
- **中華料理業** (理事長・金澤 松夫)
〒231-0057 横浜市中区曙町 1-8
☎045-252-3914 齋藤ビル203号
- **社交飲食業** (理事長・平山 正晴)
〒231-0045 横浜市中区伊勢佐木町 2-79
☎045-323-9516 平山観光(株)内
- **飲食業** (理事長・国島 正富)
〒231-0033 横浜市中区長者町 8-134
☎045-251-8873 湘南信金ビル 8 階
- **喫茶飲食** (理事長・八嶋 忠勝)
〒231-0033 横浜市中区長者町 8-131
☎045-251-8977 ヤカメビル 4 階
- **食鳥肉販売業** (理事長・齋藤 武彦)
〒236-0002 横浜市金沢区鳥浜町 2-63
☎045-772-1460 (株)鳥勝内事務局
- **食 肉** (理事長・上野 好一)
〒244-0002 横浜市戸塚区矢部町969-38
☎045-865-3391
- **冰雪販売業** (理事長・松浦 秀博)
〒231-0064 横浜市中区野毛町 2-64
☎045-231-1771
- **理 容** (理事長・船津 博司)
〒235-0036 横浜市磯子区中原 1-1-14
☎045-771-3422
- **美 容 業** (理事長・澤飯 廣英)
〒231-0058 横浜市中区弥生町 2-15-1
☎045-261-0131 ストックタワー大通り公園Ⅲ202号
- **興 行** (理事長・大矢 浩)
〒231-0005 横浜市中区本町 3-24-1
☎045-664-3252 本町中央ビル203
- **旅館ホテル** (理事長・鈴木 茂男)
〒250-0311 箱根町湯本211-1
☎0460-85-5520 箱根グランドマンション1F
- **簡易宿泊業** (理事長・山田 欣次)
〒210-0024 川崎市川崎区日進町 9-17
☎044-222-7986
- **公衆浴場業** (理事長・山崎 潤一)
〒232-0022 横浜市南区高根町 2-10
☎045-231-3341
- **クリーニング** (理事長・浦島 昭夫)
〒231-0003 横浜市中区北仲通 2-20
☎045-201-7544 神奈川県クリーニング会館 2 階

※注：各組合の正式名称は、組合名(太字)の頭に神奈川県と冠し、組合名のあとに生活衛生同業組合と付けます。

編集後記

ここに、「生衛かながわ」No.86を発刊します。

関係各位の御協力に深謝申し上げます。

さて、今年は、丑(ウシ)年です。大変な農業を地道に最後まで手伝ってくれる働きぶりから、「我慢(耐える)」や「発展の前ぶれ(芽が出る)」になる年と言われます。また、「紐」という漢字に「丑」の字が使われているように、人々との間を「結ぶ」存在という意味も込められています。

令和2年は、新型コロナウイルス感染症に振り回された一年でしたが、ワクチンの供給にも目途が立ち始めています。我慢もここまでにして、順延された東京オリンピックの開催を発展の前ぶれと捉え、我々生衛組合のメンバーも一丸となって、消費者のため身を粉にして頑張っていきましょう。

私の、編集後記も今回で終止符を打ちます。長い間ありがとうございました。

専務理事 猪俣 秀哉

事務局から

この広報紙は、生衛組合員の皆さんのための機関紙であり、消費者や生衛業の皆さんへの広報紙でもあります。各組合や組合員の皆さん方からのいろいろな話題の提供をお待ちしています。

事務局も、できるだけ親しみやすく読みやすい紙面にしたいと思っておりますので、ご協力をお願い致します。

なお、この「生衛かながわ」は指導センターホームページで見ることができます。

(公財) 神奈川県生活衛生営業指導センター

(ホームページ) <http://www.seiei-kanagawa.jp> (Eメール) Email : kanagawacenter@seiei.or.jp

読者の皆さまへのお知らせ

ヨコハマ グランド インターコンチネンタル ホテルでは完全個室でティータイムが楽しめる「個室 de アフタヌーンティー」を9月30日まで開催中です。高層階より見渡す横浜の絶景とともに非日常のひとときをお過ごしください。

詳細はこちら▶

